

国立大学法人鳴門教育大学職員の業務上災害等に対する法定外補償規程

平成16年 4 月 1 日

規程第 91 号

改正 平成19年 3 月23日 規程第 43 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「大学」という。）に勤務する全ての職員（パートタイム職員、外国人客員研究員及び再任用された職員を含む。以下「職員」という。）が業務上の災害又は通勤途上の災害を被った場合に、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）による補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による補償又は保険給付のほかに、大学が行う補償（以下「法定外補償」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において業務上の災害及び通勤途上の災害（以下「業務上災害等」という。）の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 業務上の災害とは、職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したことにより、労災保険法に規定する業務災害の認定を受けたものをいう。
- (2) 通勤途上の災害とは、職員が通勤途上において負傷し、若しくは死亡し、又は通勤による負傷に起因する疾病その他通勤に起因することの明らかな疾病にかかったことにより、労災保険法に規定する通勤災害の認定を受けたものをいう。

(法定外補償)

第3条 法定外補償の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 業務上災害等により障害（労災保険法第15条及び同法第22条の3に規定する障害給付の対象となる障害をいう。）を有することとなった職員に対する障害特別援護金
 - (2) 業務上災害等により死亡した職員の遺族に対する遺族特別援護金
- 2 前項に定める法定外補償の給付額は、別表に定めるとおりとする。
 - 3 前2項の法定外補償は、大学が加入する損害保険により給付を行うものとする。

(補償を受ける権利)

第4条 前条第1項第1号の補償は、職員に、前条第1項第2号の補償は、職員の遺族に対して行う。

- 2 前項の遺族の範囲及び補償を受ける順位は、労災保険法の規定を準用する。
- 3 補償を受ける権利は、職員の退職によって失われることはない。
- 4 補償を受ける権利は、第三者に譲渡することはできない。

(解釈上の疑義の取扱い)

第5条 業務上外の認定等に疑義を生じたときは、労基法及び労災保険法の規定及びその運用解釈に準拠する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表

	業務上災害(万円)	通勤災害(万円)
死亡	1 8 6 0	1 2 0 0
後遺障害1級	1 5 4 0	9 7 5
後遺障害2級	1 5 0 0	9 4 0
後遺障害3級	1 4 6 0	9 0 5
後遺障害4級	8 7 5	5 5 0
後遺障害5級	7 4 5	4 7 0
後遺障害6級	6 1 5	3 9 0
後遺障害7級	4 8 5	3 1 0
後遺障害8級	3 2 0	1 9 5
後遺障害9級	2 5 0	1 5 5
後遺障害10級	1 9 5	1 2 0
後遺障害11級	1 4 5	9 0
後遺障害12級	1 0 5	6 5
後遺障害13級	7 5	4 5
後遺障害14級	4 5	3 0